

# 近畿学校保健学会奨励賞選考規程

## 第1条 目的

近畿学校保健学会が開催する年次学会において、優れた演題を発表した者を表彰することによって、学校保健分野における研究の一層の進歩と発展を図ることを目的とする。

## 第2条 名称

本賞は「近畿学校保健学会奨励賞」と称する。

## 第3条 受賞資格

当該年度の年次学会で発表された一般演題の筆頭発表者で、近畿学校保健学会員であり、大学院生、あるいは発表時点で40歳未満の者とする。

## 第4条 表彰演題数

原則として1題とする。

## 第5条 選考

1. 選考のために選考委員会を設置する。
2. 選考委員会委員長は、当該年度の年次学会長をもって充てる。
3. 選考委員会委員長は、常任幹事1名、年次学会での一般演題座長から構成する選考委員会を統括する。
4. 選考委員会は、選考委員会長の召集をもって始まり、受賞者の表彰で解散する。
5. 選考委員会は、一般演題発表用に提出された抄録原稿と当日の口演発表内容等に基づき、表彰演題を決定する。
6. 選考結果は、全ての一般演題終了後、速やかに幹事長に文書で報告するものとする。

## 第6条 表彰

年次学会当日の全ての一般演題発表後に賞状を授与する。

## 第7条

規定の改廃は、幹事会がこれを行うものとする。

附則 本規程は平成26年6月1日から施行する。

平成29年1月22日 改正